

第9章 高齢者に対する福祉施策の推進

第9章 高齢者に対する福祉施策の推進

1 老人福祉サービスの推進

(1) 高齢者の暮らしを支援するサービスの充実

介護・支援を必要とする高齢者やひとり暮らし高齢者などが、できる限り住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを送れるよう、生活実態に着目して、町内の福祉資源を活用しサービス提供するものです。これまでどおり本町が独自で取り組む事業です。

外出支援サービス事業

一人での通院が困難な高齢者を対象として、ホームヘルパーによる医療機関などへの送迎を支援する事業です。

高齢者居住環境整備事業

介護保険制度施行に伴い、要支援・要介護者が行う住宅の段差解消、トイレや廊下の手すりなどの設置については20万円までの範囲内であれば介護保険の対象サービスとして認められますが、浴室やトイレ、玄関等の改修など比較的大きな改良は保険対象外になります。このため、介護保険の対象とならないこうした住宅改修に対して、低所得者世帯に対して一部助成を行い、要支援・要介護者の離床と寝たきり予防を図る事業です。

住宅改修指導事業

住宅改修については、個々の身体状況によって、微妙な工事が必要となります。このため身体状況等を勘案して施行内容を決定するための助言や業者の紹介、連絡調整等を行う住宅リフォームヘルパーを設置し、個々の身体状況にあった改修ができるようアドバイスしてきました。今後も、継続して相談・助言ができる体制づくりに努めます。

緊急通報装置システム（コールサービス）事業

後期高齢者の独居世帯や高齢者のみの世帯等を対象として、安心した在宅生活を送れることを目的に緊急時にすぐに通報することができる装置を設置する事業です。

また、定期的に週に1回程度装置を利用して対象者へ連絡することにより安否確認や対象者の様子等の確認を行います。

その他の高齢者に関する事業（生きがい促進事業）

長寿者訪問・・・米寿・卒寿・白寿の方及び100歳以上の方を対象に各家庭を訪問しご長寿に対し敬意を示し祝辞、番付表、記念品を贈る事業。

100歳を迎えた方に対して誕生日当日に家庭を訪問し書状、銀杯の記念品を贈る。

いい夫婦の日記念行事・・・結婚50年を迎えられた夫婦に対し、各家庭を訪問し祝辞、記念品を贈る事業。

敬老会補助金助成事業・・・各集落で開催される敬老会に対して、補助金を助成する事業。

（2）高齢者福祉に関連した施設等（介護保険施設外）

養護老人ホーム（老人保護措置入所施設）

養護老人ホームは、身体上、精神上、環境上または、経済的理由、虐待などにより居宅において生活が困難な高齢者が入所する施設で、常時介護や入院を要する状態でない者を施設に入所措置して養護します。

また、平成18年の介護保険制度改正により、入所者が要介護等の状態になった場合の介護保険サービスの利用が可能となりました。

入所できる条件（高齢者で低所得者、居住環境が劣悪、入所判定委員会の判定を受ける等）が厳しい他、退所が非常に少ないため、利用者の著しい増加は考えられませんが今後においても既存の施設で適切な措置をするものとし、中部圏域において調整します。

ケアハウス

介護保険の利用ができない高齢者が、自立した生活を送れるよう構造や設備などの工夫された施設ですが、今後、入所者が介護を必要とする場合に訪問介護や日帰り介護などの在宅サービスが利用できるよう、医療・在宅サービスとの連携を図る必要があります。

本町には平成6年度に「ケアハウス三喜苑」15床が新設され、現在、町内の入所者は10人あります。また、中部には9施設のケアハウスがあり、8人の入所者があります。

軽費老人ホーム（A型・B型）

現状では中部圏域には該当施設はなく、町内の入所者もほとんどありませんが、家庭環境、住宅環境、所得状況等の理由により、入所が必要な高齢者も考えられます。

類似施設としてケアハウスを紹介しています。

シルバーハウジング等高齢者住宅

高齢化や核家族化など社会情勢の変化にともない、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。特に、本町では山間地での高齢者世帯が多く、生活環境に多くの不安を抱えています。このため、高齢者が安心して暮らしていけるよう高齢者に配慮した住宅の整備が急がれます。

そのひとつとして、シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）があります。これは、高齢者の生活特性に配慮した設備・設計による住宅供給とともに、高齢者の生活指導・相談、安否確認、緊急時の対応、一時的な家事援助等の福祉サービスを行う生活指導員を配置した施設です。本町には現在計画はありませんが、県及び他市町村、関係機関と情報交換等連携を図りながら検討していく必要があります。

平成 20 年度における施設サービス利用状況 （単位：人）

区 分	平成 20 年度末見込み
養護老人ホーム	4
ケアハウス	18
軽費老人ホーム	0

2 老人福祉に関する推進体制等

(1) 相談の支援体制

健康な高齢者であっても、日々の生活の中では様々な不安が生じます。また、要介護者等を抱える家族にとっては、長期間にわたる介護は心身の負担が大きく、介護の放棄や家族の良好な人間関係を損ないかねません。このため、早い段階からの相談やサービス利用が重要であり、相談サービスを充実することや相談先の周知が大切です。

また、各サービス実施機関が連携を図り、適切な福祉サービスが実施できるような体制整備が必要です。

主な相談サービス窓口

ア 三朝町地域包括支援センター

三朝町地域包括支援センターでは、在宅での介護や支援を要する高齢者及びその家族などの総合的な相談に対応するとともに、保健・福祉・医療の分野をまたぐ連携を強化し、住民ニーズの発見からサービスの提供・改善等を円滑に行うために、保健師や民生委員をはじめ各病院の地域連携室、各介護保険事業所等と情報の共有に努めます。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
訪問件数	495	1,320	1,600
相談件数合計	55	99	106
介護相談	3	6	3
介護保険サービス	13	40	54
地域支援事業	5	5	2
その他保健・福祉サービス	11	16	16
ケアマネジメント	1	5	2
虐待・権利擁護	1	4	4
その他	21	23	25

平成18年度は8月開所のため数値少ない

(平成20年度は見込み)

イ 三朝町社会福祉協議会「総合相談」

毎週木曜日を相談日に設定し、基本的には福祉センターにおいて実施し、第2木曜については三朝町総合文化ホール内で総合相談を実施しています。

あらゆる相談に対応し、問題解決型の相談所運営に努めています。また、相談の中では人権・法律相談が一番多く、福祉コーディネーターを中心に迅速に対応し、関係団体との連携及び各種サービスの提供を図っています。

(単位：件数)

年度	家族	人権・法律	経済・生活	福祉・介護	保健・医療	その他	合計
18	3	14	2	0	0	6	25
19	5	14	3	1	1	1	25
20	6	12	7	1	0	4	30

(平成20年度は見込み)

ウ 民生児童委員の活動推進

相談指導活動や行政機関との連絡・協力活動など幅広い活動を行っています。地域の実状の把握また介護保険制度の周知の役割を果たすため、研修会の開催など活動を推進していきます。

エ 愛の輪運動の充実

ひとり暮らし高齢者への温かい地域の見守りとふれあい運動として、町社会福祉協議会において推進されています。現在、45名の協力員により近隣のひとり暮らし高齢者等の安否を確認していただいておりますが、事業の効果的な運営と訪問協力者の研修など、積極的に活動を支援していきます。

オ 高齢者総合相談センター

鳥取県高齢者総合相談センターは、鳥取市伏野にある鳥取県立福祉人材研修センター内に設置されており、高齢者とその家族等からの様々な悩みや心配ごとの相談に応じるため

に法律相談と一般相談の相談窓口を開設しています。

カ 地域における支援体制

広大な町土に点在する集落において、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯などが安心して生活していくためには地域の見守りが大切です。このため、民生委員や愛の輪運動、各集落の見守りによるひとり暮らし高齢者の安否確認を行っています。

(2) 地域社会活動の促進

高齢者が長年培ってきた知識や経験、技能等の多様な能力を、地域社会の重要な一員として地域づくりやボランティア活動などに積極的に発揮できるよう、公民館活動や自主的な地域グループ活動の振興など、社会参加の促進について取組みを進めます。

高齢者の就労促進

本格的な高齢社会を迎え、高齢者がその職業生活において長年にわたり培ってきた知識、技能をいかして、生き生きと活躍できるよう高齢者のニーズに即した雇用システムを確立することが必要です。

このため、多様化する高齢者の就業ニーズに応え、定年退職後等において生きがいをもって社会参加することができるようにするため、臨時的かつ短期的な就業の場を提供し、高齢者の多様な就業ニーズに応える場として平成15年4月にシルバー人材センターを設置しました。

高齢者の知識や技能を生かした社会参加の提供の場としての役割を担っています。

今後も「働く」高齢者のニーズに対応した入会促進・就業分野分野の拡大を図り地域社会の担い手としての機能を強化していきます。

高齢者のいきがいづくりの推進

ア 生涯学習の推進

人生80年時代の到来による余暇時間の増大や、団塊世代が定年退職をむかえ、豊かな第二の人生を求めていることに伴い、学習を通して心の豊かさや生きがいを得る機会がますます求められており、生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができる「生涯学習社会」の形成が必要とされています。

本町では、生涯学習の町づくりを推進するため、関係機関、団体と連携し、学習機会や情報提供の充実を進めています。

今後、高齢者が生きがいをもって積極的に生きていくため、仕事や生涯学習教室、趣味

の教室などで得た知識や技術を地域社会に還元し、より幸福感が得られるようなシステムづくりを推進していく必要があります。

イ 生きがいづくりの機会の提供

(1) 社会参加意識啓発のための学習機会の提供

生涯学習教室『三朝大学』

主な受講生である高齢者の学習活動を奨励し、現代社会の理解、世代間交流を図っている三朝大学は、月1回年8回の開催で、毎回50人ほどの方々が参加しています。地球環境問題、人権問題など社会情勢に応じた一般講演のほか、研修会、軽スポーツの体験などを行っています。

参加者の減少、固定化、出席率の低下等の課題はありますが、内容の充実、運営方法の改善等の対策を講じ、仲間づくりや生きがいづくりの場の提供を図ります。

文化活動

自主活動で行われている21サークルの文化活動に高齢者も若者に混じり多数参加しています。若者とのサークル活動は高齢者にも若者にも意義深いことから、多くの高齢者が参加できるよう情報提供します。

スポーツ活動

高齢者に軽スポーツを定着させるため、ニュースポーツの紹介、ゲートボール、グラウンドゴルフ、ペタンク種目の大会を開催するとともに健康の保持増進と高齢者の交流を深めています。

今後も、だれでも、いつでも、どこでも参加できる生涯スポーツの振興を図ります。

各種研修会の開催

子ども見守り隊研修会の開催や青少年育成三朝町民会議講演会などの社会教育・生涯学習関係の講演会研修会の参加を呼びかけ、青少年や地域を取り巻く社会問題に関心を持てるよう話題の提供を図ります。

ボランティア講座

社会参加活動（ボランティア活動等）を行う際の心がまえや実際の活動の技術、知識を習得する講座を開催し、人材の養成及び掘り起こしを行います。

(2) 社会参加活動（ボランティア活動等）の場の提供

各種ボランティア活動

『みささ土曜楽校指導者』、『子育て支援ボランティア』に代表されるような青少年育成に関わるボランティア活動や、地域の安心安全を守る防犯活動の一環ともなる『子ども見守り隊』活動や、これまでの人生で蓄積してきた経験と技術を生かし、地域社会に開かれた活力ある学校づくりを支援する『学校支援ボランティア』などの活動の場を提供し、無理のない形で、自分のできるボランティア活動を楽しみながら参加することを通じて、心の豊かさや生きがいを得られることができるよう支援していきます。

ウ 老人クラブ・自主的な活動グループの育成強化

老人クラブは、生きがいと健康づくりのため多様な社会活動をおこなっています。町内には8単位クラブ(1クラブ休止中)あり、その代表をもって連合会を組織しています。近年は、価値観の多様化、生活様式の変化などにより減少傾向にあり、約520人が会員となっています。各単位クラブとも軽スポーツ、レクリエーション、ボランティア等創意工夫による活動が行われています。

エ 活動拠点の確保

三朝町立福祉センター(レスポワ-ル) 総合文化ホールまた、地区公民館や集落公民館など高齢者の活動の場の確保に努めます。

今後の方向として 老人クラブの会員間の相互援助活動や地域づくり活動などの支援を図るとともに、高齢者の自主的な地域グループ活動の振興を支援します。 高齢者問題や高齢者の社会参加について、住民の理解促進に向けた啓発活動に努めます。

(3) 高齢者が自由に外出できる環境の整備

高齢者の利用に配慮した公共的施設の整備や、高齢者の住みやすい町づくりを推進するための普及啓発に努めます。

福祉のまちづくり計画

だれもが地域社会で安心して生活でき、社会参加できるまちづくりを目指して、平成14年6月に三朝町福祉のまちづくり計画を策定いたしました。

今後も、この計画を基本とし高齢者等に配慮した公共施設の整備や普及啓発に努めていきます。

高齢者の利用に配慮した公共的施設の整備

公共施設等の出入口のスロープ化や自動ドアの整備、車いすで利用できるトイレ、道路の点字ブロック、音のする交通信号機の設置、段差解消など高齢者や障害者にやさしい環境づくりに努めます。

3 人材の養成・確保

(1) 保健師および管理栄養士

現在、保健師4人、管理栄養士1人の体制で対人保健サービスを実施しています。

従来の健康づくり事業に合わせメタボリックシンドロームに対する予防事業の充実と介護予防事業の推進のために介護予防一般高齢者施策（ポピュレーションアプローチ）と介護予防特定高齢者施策（ハイリスクアプローチ）を組み合わせる必要があり、事業展開する必要があります。

また、計画的な職員の確保及び人材育成に努め、時代の変遷とともに、「個」への支援が重視されてきつつありますが、「町」の健康づくりに関するプログラムづくり・人づくりに対応できるよう資質の向上に向けて努力していきます。

(2) 介護支援専門員

介護支援専門員は、居宅介護支援事業者又は介護保険施設に勤務し、要介護認定者の介護サービス計画の作成をはじめとして、高齢者のサービス調整、給付管理等を行います。また、町の委託を受けて介護認定調査を行います。このため、高齢者が安心して自分の意向に添ったサービスを受けられるよう、介護支援専門員の質の向上が求められています。

今後、介護支援専門員への研修・指導等を充実させ、質の向上を図るよう努めます。

(3) 介護福祉士及び訪問介護員

要介護高齢者の在宅での生活を積極的に支援していくため、24時間体制の整備や365日対応の導入などを推進し、利用者の立場に立った、弾力的なサービスの実施体制を整備していくことが必要です。

このため、介護福祉士及び訪問介護員養成研修を地域住民に広く広報するなどして、養成を積極的に支援していきます。また、研修修了者について、就業意向に基づき県社会福祉協議会の福祉人材センターなどの機関での福祉人材登録を推進するなど、人材の確保に努めます。